

千赤地第396号

平成30年3月26日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

連合大阪河内地域協議会

議長 中谷 広孝 様

連合大阪南河内地区協議会

議長 東尾 勝 様

千早赤阪村長 松本昌親



2018(平成30)年度自治体政策・制度予算に対する要請について(回答)

平成29年10月3日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答します。

【問い合わせ】

千早赤阪村人事財政課地域戦略室 担当 中島

TEL 0721-72-0081 (内線 453)

FAX 0721-72-1880

E-mail machi-5@vill.chihayaakasaka.lg.jp



# 2018(平成30)年度自治体政策予算要請

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
連合大阪河内地域協議会

この要請文につきましては、下記のアドレスよりダウンロードできます。

「連合大阪河内地域協議会のホームページ」

<http://rengo-kawachi.sakura.ne.jp/>

この要請の回答につきましては、2018年3月31日までにお願ひします。

<送付先> 連合大阪河内地域協議会

〒579-8058 大阪府東大阪市神田町 10-14

TEL 072-987-8787 FAX 072-987-9944

E-Mail [rengokawachi@bird.ocn.ne.jp](mailto:rengokawachi@bird.ocn.ne.jp)

## 2018年度(平成30年度)自治体政策・制度予算要請

〔(★)は重点項目〕

### 1.雇用・労働・WLB施策

<補強>

#### (1)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

本村では雇用促進広域連携協議会で若者を対象とした就職セミナーやグループワーク、就職相談会を開催するなど、若者の就職支援や定着支援を行っています。

また、新たな事業の創出や発展性をもって起業する者を応援するため、本村独自の起業に関する補助制度も設けており、平成30年度からは、対象業種の拡大や補助額の拡充を行います。

<補強>

#### (2)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【回答】

必要に応じてMOBIO等の関係機関と連携して人材育成に取り組みます。

<継続>

#### (3)地域就労支援事業について(★)

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

【回答】

本村では雇用促進広域連携協議会で様々な就労支援に取り組んでおり、構成自治体が有する好事例を共有し、効果的な支援を行っています。また、本村においては「南河内地域

労働ネットワーク」に参画しており、多方面の構成団体と連携し、各種事業に取り組んでおり、引き続き、同ネットワークと就労支援に取り組めます。

<継続>

#### (4)生活困窮者自立支援の充実・強化について〔一般市に要請〕

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

【回答】

本村では近隣市町と連携して様々な就労支援に取り組んでいます。好事例を参考に、相談体制の充実等に努めます。「地域労働ネットワーク」については、一構成員として協力し、活用します。

なお、現在も大阪府や大阪府社会福祉協議会と連携しながら、ケースに応じて生活困窮者の相談や就労支援などを行っています。

<継続>

#### (5)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

【回答】

労働基準監督署、地域労働ネットワークなどと連携し、雇用促進広域連携協議会として通常の相談対応に加え、就職相談会の場でコーナーを設けるなど労働相談の場を提供します。

<補強>

#### (6)長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

【回答】

本村のホームページや広報などの広報媒体を活用し周知を行います。また、教員の労働時間については、各学校の管理職に対して、実態の把握と定期的な報告による把握をしているとともに、実態に応じて指導を行っています。

<補強>

(7) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

【回答】

「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」では、本村の施策に対し多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に進めるよう記載しています。評価等については今後検討します。また、大阪労働局、労働基準監督署、地域労働ネットワークと連携し、雇用促進広域連携協議会として女性向け就職セミナーや相談会を開催します。

<新規>

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

【回答】

子育て世代に対して仕事と家庭の両立に向けた各種制度を広く周知するとともに、関係機関と協議しながら、両立支援できる方策を検討します。また、大阪労働局、労働基準監督署、地域労働ネットワークと連携し、雇用促進広域連携協議会として女性向け就職セミナーや相談会を開催します。

<新規>

(9) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

【回答】

本村では、近隣市町と共同で地域若者サポートステーション事業を実施する団体を推薦しており、各団体を通じて病気を抱える労働者の就労に向けた支援を今後も行います。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

<補強>

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

【回答】

本村では、外国人観光客向けに観光パンフレットの外国語版の作成、多言語翻訳機能のあるタブレット端末などの導入を支援するなど訪日外国人観光客の受け入れ促進に努めています。今後とも、大阪府や他の市町村、各関係団体等と連携しながら国際化に対応した観光業の活性化を図ります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

【回答】

具体的な相談に対応できるよう、「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」と連携して支援していきたいと考えています。

<継続>

②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

【回答】

TPPについては、国においてその早期発効に向け協議を進めているところです。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。



【回答】

本村では従前から小規模事業資金の借入れの際の信用保証料の補助をしているところです。また、中小企業信用保険法認定制度については、引き続き、迅速に対応できるようにします。

<補強>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

【回答】

大阪労働局や大阪府などと連携し、業務改善助成金等の支援制度を始め、国や府の制度を活用できるように周知していきたいと考えています。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【回答】

「総合評価入札制度」については、企業の育成・技術力向上、過度な価格競争・ダンピングの防止等のメリットがある反面、評価基準及び評価方法など手続きがあることによる所要時間（期間）の増加、事務的負担の増加等のデメリットが考えられます。

また、公契約条例についても、引き続き近隣市町の動向を踏まえ、研究したいと考えています。

<継続>

(4)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

【回答】

本村では規模の小さな下請業者が多く、こうした業者や発注業者が法律やガイドラインをよく理解するよう周知に努めます。

<継続>

### (5)非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

#### 【回答】

本村は、平成29年3月に事業継続計画を策定し、各課の非常優先業務等を検討し、円滑に実施するためのマニュアル作成に向け取り組んでいるところです。また、中小企業への普及率の向上については、今後、村ホームページや広報紙を通じ、村内事業者に対し策定に向けた周知を図ります。

#### <新規>

### (6)まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

#### 【回答】

農業では新たな担い手となる新規就農者の定着のため、いちごの栽培から販売戦略までの指導を行う講座「いちごアカデミー」を開講し、新規就農を目指す人の育成に取り組めます。

## 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### <補強>

### (1)地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

#### 【回答】

地域医療構想調整会議（南河内保健医療協議会）については大阪府が運営しているものですが、本村における地域包括ケアシステムの構築においては、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、関係住民代表が参加する千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会で周知報告を行います。

#### <補強>

### (2)予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康

に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

【回答】

住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域との協働により、ともに支えながら健康にいきいき暮らせる村づくりを進められるよう、「健康ちはやあかさか21(第3期) ～健康増進計画・食育推進計画～」を平成28年3月に策定しました。

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、健康チェックの「生活習慣7分野」と、糖尿病、COPD、高血圧の「生活習慣病の発症予防と重症化予防3分野」において目標や取り組みを設定し、健康寿命の延伸が図られるよう、健康増進や食育について広く周知するとともに、関係機関と連携・協働して取り組みを進めます。

<新規>

(3)がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

【回答】

医療技術の進歩で通院しながら働く人が増え、仕事と治療の両立が求められます。大阪府と連携し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及に取り組めます。また、現在がん検診時などを利用し、がんに関する教育を実施していますが、あらゆる機会をとらえてさらに取り組みを推進します。

<補強>

(4)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

【回答】

処遇改善の実現や介護人材の育成については、事業者に指導・助言を行うとともに、国に働きかけるよう大阪府に要望し、連携を図ります。

(5)インクルーシブ(包摂的)な社会の実現にむけて

<補強>

①障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

## 【回答】

障がい者に対する虐待の防止をはじめ、障がい者虐待防止センターを中心に、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けた支援体制の充実に努めます。

### <補強>

#### ②障がい者差別解消法の体制整備

障がい者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

\*検討中（2017年4月1日現在）

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

## 【回答】

2町1村（太子町、河南町及び千早赤阪村）では共同で圏域内事業所の担当者を交えた自立支援協議会を設置しており、自立支援協議会内で障がい者差別解消法にかかる案件等の事例についての検討及び協議を行っています。

今後も、自立支援協議会内での検討及び協議を進めます。

#### (6)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて（★）

### <継続>

#### ①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

## 【回答】

千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、各種子育て支援サービスの充実に努めます。

### <補強>

#### ②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

## 【回答】

現在、待機児童は存在していません。今後も引き続き待機児童がでないように努めます。

### <補強>

#### ③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充

や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

【回答】

本村では、病児・病後児保育事業は実施していません。今後、医療機関と保育施設等との連携に努めます。

<補強>

#### ④休日保育の充実

多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【回答】

本村では休日保育は実施していません。

<補強>

#### (7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

【回答】

大阪府社会福祉協議会と連携し、村小中学生を対象に学習支援を実施しています。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

### (1) 教育の質的向上にむけて (★)

#### ①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※高槻市、泉佐野市：小学校全学年に拡充。枚方市：4年生まで拡充。

堺市：小学校3～6年生を38人学級。

豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

【回答】

本村の小学校においては、児童数が全学年35人以下の単学級（1クラス）となっています。中学校についても35人学級編制になるよう今後も働きかけていきたいと考えています。

## ②相談体制を強化した教育の質的向上

### <補強>

子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。

### 【回答】

本村では、府の事業及び一部村費負担による配置で、スクールカウンセラーが中学校を拠点に1名、スクールソーシャルワーカーが村立学校園を巡回する形で1名活動しています。また、教育委員会事務局でも随時相談を受ける体制にしています。他にも、村立学校園、地元警察、教育委員会事務局の各担当者による生活指導連絡協議会を組織し、園児・児童・生徒に関する情報交換を行っており、問題の未然防止や早期解決、あるいは継続しての見守りに努めています。

### <補強>

### (2)奨学金制度の改善について(★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

### 【回答】

貧困の連鎖により、子どもたちの将来が閉ざされることの無いよう給付型奨学金制度の対象者の拡大など国・府に働きかけます。奨学金諸制度については、本村独自による制度の創設は考えていません。

### <補強>

### (3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

### 【回答】

中学校では、キャリア教育の中で、職業体験の学習や進路指導を進めながら、労働基準会計法令や使用者の責任など労働者の権利についても学ぶ形で、労働教育を実施しています。また、主権者教育については、従来通り中学校3年社会科公民の学習の中で行っており、法改正による選挙権年齢の引き下げについても取扱い、模擬投票を体験するなど工夫に努めています。同様に、小学校6年社会科でも選挙制度について学習する内容があり、時事的な話題も取り入れるなど、児童の関心を高めるよう工夫しています。

#### (4)人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

##### ①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

【回答】

本村では、「千早赤阪村DV基本計画」を策定し、被害者の保護と支援体制の強化をはじめ、相談体制の強化と相談窓口の周知や住民への啓発を推進します。

<補強>

##### ②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

【回答】

ヘイト行為は、差別意識を助長するもので絶対に許されるものではありません。本村ではヘイトデモや集会が行われた事はありませんが、行われようとした場合には、関係機関と連携し適切な対応に努めます。条例制定については、今後の検討課題と考えています。

<新規>

##### ③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】

本村では、公正採用選考システムの確立をはじめとする就職の機会均等や人権尊重の職場環境の醸成を進めるため、近隣3町村による企業人権協議会を発足し、研修・啓発活動に取り組んできました。

一昨年に施行された部落差別解消推進法は、今後の部落問題解決に向けた取り組みの基本的な方向を示したものの認識の基、部落差別のない社会の実現に向けた教育・啓発・相談体制の充実に取り組めます。

<継続>

#### (5)地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行う

こと。

【回答】

財政の健全性確保については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において公表が義務付けられている健全化判断比率の各指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）が悪化しないよう健全な財政運営に努め、事業の廃止や縮小の際は、住民への影響を考慮し慎重に行うように努めます。

地方一般財源の確保については、大部分を占める地方交付税を過疎地域や財政力の弱い団体に配慮した制度設計とするよう、全国町村長会等を通じ国に要請します。

## 5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

### (1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【回答】

ごみの発生そのものを抑制していくために、「不要なものは購入しない、ものを大切に使う」など使い捨て主体のライフスタイルからの意識改革に取り組むとともに、資源ごみでは、分別収集及び資源リサイクル事業として、有価物の集団回収奨励金制度を実施し、ごみの減量化と資源化に取り組んでいます。

今後、庁内で使用する事務用品についてグリーン購入を推進するとともに、住民や事業所に対し、グリーン購入について理解してもらえるよう啓発に努めます。

<継続>

### (2) 食品ロス削減対策の推進（★）

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

【回答】

住民に対して、大切な食べ物を無駄なく消費し、環境面や家計面にとってもプラスになるなど「食品ロス」についての啓発活動に取り組めます。

<補強> [木材利用方針を未策定の市町村のみに要請]

### (3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積



極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村(2016年12月末現在)

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

【木材利用方針を策定済みのため回答はありません】

<補強>

#### (4)消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

【回答】

本村では、周辺自治体と共同で富田林市消費生活センターを設置し、消費者からの相談に対応しています。相談窓口の周知や消費生活センターによる消費者講座の開催など引き続き消費者の保護の点から各種情報の発信を行います。

## 6.社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

<継続>

### (1)空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空き家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み28市町村

[堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村]

2017年度策定予定11市町村

[泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町]

2018年度以降の予定1市〔吹田市〕

策定時期未定2市〔和泉市、摂津市〕

\*大阪府は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握  
(2017年8月29日現在)

### 【回答】

本村では、村内の空き家の状況を把握すべく、平成28年度に空き家実態調査を実施しました。今後、必要に応じ「空き家等対策計画」を策定するとともに、大阪府をはじめ庁内外関係部署との連携を図り対応します。なお、平成27年度から「定住促進空き家情報バンク制度」や「定住促進空き家活用補助事業」を実施しており、空き家を活用した移住・定住促進を図っているところです。

<補強>

### (2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

### 【回答】

高齢化が進む本村では、今後ますます自分で車を運転して出かけることが困難な人が増えると見込まれます。

このような中、平成26年度には交通事業者、交通労働者、利用者、地域住民代表などが参画する村地域公共交通協議会を組織し、本村における公共交通のあり方を検討しているところです。「地域公共交通網形成計画」の策定については、交通事業者等の意見も踏まえ、今後検討します。

<継続>

### (3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

### 【回答】

本村には鉄道駅はありませんが、地域実情を踏まえ、必要に応じて検討します。

<継続>

### (4)自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

【回答】

自転車運転者に対する交通安全教育と自転車レーンの整備については、関係機関と連携を図るとともに、本村ホームページや広報紙を通じ、啓発活動に取り組みます。また、自転車レーンなどのハード整備については、本村の地域実情を踏まえ、その必要性について検討します。

<継続>

(5)防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

【回答】

本村では防災・減災対策として、住民による自主防災組織が必要不可欠であり、組織の立ち上げや、取り組みの指導を行っています。また、平成29年度から消防団員に防災士の修得を推進し、具体的な災害対策を取り組めるよう防災士の育成を図っています。平成30年度は、地域防災計画の見直しなど、災害発生時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について、関係機関と連携を図りながら、より効果的な対策に努めます。

<継続>

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

【回答】

本村では台風21号の影響により村内各地で土砂崩れや法面崩壊などの土砂災害が発生し、現在も完全復旧に向け尽力しているところです。また、並行して今後も起こりうる風水害対策として、危険箇所の崩壊防止対策などを大阪府など関係機関と連携し講じます。

また、土砂災害特別警戒区域内家屋の移転・補強における助成制度を新設し、住民自らが実施する移転及び補強対策に対し助成を行い、災害防止対策を推進します。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

**【回答】**

暴力行為の防止対策については、大阪府及び富田林警察署と連携し、街頭や本村ホームページなどで啓発活動を行い、引き続き、犯罪防止対策に努めます。

また、防犯カメラの設置については、警察と協議し、平成 29 年度には村内 3 か所に増設し、現在 6 か所による監視体制を行っています。